

行田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第5項規定により、  
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年4月22日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 梁瀬 里司

# 定期監査報告書

(第3回)

# 工事監査報告書

監査委員事務局

# 目 次

第 1	監査対象及び執行日	1
第 2	監査の方針	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査の結果	1
1	環境課	1
2	商工観光課	2
3	産業拠点推進室	2
4	農政課	3
5	都市計画課	3
6	建築開発課	4
7	管理課	4
8	道路治水課	5
9	営繕課	6
10	議会事務局	6
11	農業委員会事務局	7
第 5	工事監査	7

## 第1 監査対象及び執行日

対象所属名		監査執行日	対象所属名		監査執行日
環境 経済 部	環境課	令和2年1月22日	建 設 部	管理課	令和2年1月15日
	商工観光課	令和2年2月 5日		道路治水課	令和2年1月15日
	産業拠点推進室	令和2年2月 5日		営繕課	令和2年1月15日
	農政課	令和2年2月 5日	議会事務局		令和2年1月22日
都市 整備 部	都市計画課	令和2年2月 7日	農業委員会事務局		令和2年2月 5日
	建築開発課	令和2年2月 7日	工事監査		令和2年2月 6日

## 第2 監査の方針

監査の執行に当たっては、財務に関する事務の執行、その経営に係る事業の管理が、地方自治法第199条第3項の趣旨に沿って、公正で合理的・効率的に行われ、最小の経費で最大の効果をあげているかに留意して監査を実施した。

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、これらを審査検討するとともに、各所属長等から説明を聴取し、それらを基に質疑を行い、関係帳簿・収支伝票等の照合検討をしながら、監査を実施した。

## 第4 監査の結果

本監査は、平成31年度分について行ったものであり、年度途中であるため各所属とも予算の執行は低率であったが、監査時点における財務に関する事務の執行は、適正に行われていることが認められた。

また、数課（局）において、市が補助金を交付している団体の経理事務を行っているが、これらについても審査した結果、一部に不適正な事務処理が認められた。

なお、軽易な事項については、監査の過程及び監査結果の講評の際関係者に指摘したので記述は省略した。

以下、対象所属の監査結果は、以降のとおりである。

### 1 環境課

#### (1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について  
市外出張3件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 備品の購入と保管状況について  
過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (5) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。
- (6) 補助金等交付事務について  
昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 団体の経理事務について  
現金出納簿及び預金通帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

## 2 商工観光課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 備品の購入と保管状況について  
昨年度監査後及び本年度購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後及び本年度購入分並びに過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (4) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。
- (5) 補助金等交付事務について  
昨年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (6) 団体の経理事務について  
現金出納簿及び預金通帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

## 3 産業拠点推進室

- (1) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 旅費について  
市外出張2件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したと

ころ、適正に事務処理されている。

- (3) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

#### 4 農政課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 備品の購入と保管状況について  
過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (4) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。
- (5) 補助金等交付事務について  
昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (6) 工事請負契約と設計金額の積算について  
契約書及び設計書の積算計数を照合確認したところ合致し、適正に処理されている。
- (7) 農業近代化資金利子補給金に係る処理状況について  
農業近代化資金利子補給金請求書、利子補給金計算書を支出伝票と照合したところ、適正に事務処理されている。
- (8) 団体の経理事務について  
現金出納簿及び預金通帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

#### 5 都市計画課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について  
市外出張2件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 備品の購入と保管状況について  
今年度購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、今年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (5) 契約の締結及び実施報告書について

契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

- (6) 補助金等交付事務について  
昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 工事請負契約と設計金額の積算について  
契約書及び設計書の積算計数を照合確認したところ合致し、適正に処理されている。
- (8) 作業員賃金の支払事務について  
賃金支給計算書、執務状況報告書、出勤簿及び支出伝票を照合したところ、適正に処理されている。
- (9) 団体の経理事務について  
支出命令書及び預金通帳を照合したところ、一部に不適正な事務処理があった。会計処理が不適切であったので、今後、事務処理方法について見直しを図りたい。

## 6 建築開発課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について  
市外出張3件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 備品の購入と保管状況について  
本年度購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (5) 工事請負契約と設計金額の積算について  
契約書及び設計書の積算計数を照合確認したところ合致し、適正に処理されている。
- (6) 補助金等交付事務について  
本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 建築確認等申請手数料の収納について  
建築確認申請等整理簿、完了検査整理簿、収入調定票及び収納済通知書を審査したところ、行田市手数料条例に基づき、適正に処理されている。

## 7 管理課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処

理されている。

(3) 旅費について

市外出張3件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

(5) 契約の締結及び実施報告書について

契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(6) 道路占用料と水路敷使用料の全額免除の手続について

占用料・使用料の減免該当者に対する減額及び免除理由について、許可申請書等の関係書類を審査したところ、適正に処理されている。

## 8 道路治水課

(1) 収入及び調定について

収入調定票と関係資料の額を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張3件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

(5) 契約の締結及び実施報告書について

契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 工事請負契約と設計金額の積算について

契約書及び設計書の積算計数を照合確認したところ合致し、適正に処理されている。

(8) 公共用地取得と登記事務について

契約書及び登記完了証等の関係書類を審査したところ、適正に処理されている。

(9) 収入印紙の受払状況について

収入印紙受払簿及び現物を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(10) 工食用材料の購入状況について

物件供給単価契約書と支出伝票を照合したところ、適正に処理されている。

(11) 団体の経理事務について

現金出納簿及び預金通帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

- (12) 用地取得に関する交渉日誌の記帳について  
用地取得に関する交渉日誌の記帳について審査したところ、適正に処理されている。

## 9 営繕課

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係書類と照合したところ合致している。また、公営住宅使用料の調定内訳簿及び収入日計表等関係資料と収納済通知書を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について  
市外出張2件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 備品の購入と保管状況について  
今年度購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、今年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (5) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。
- (6) 工事請負契約と設計金額の積算について  
契約書及び設計書の積算計数を確認したところ合致し、適正に処理されている。
- (7) 住宅使用料の滞納整理について  
収入調定票、収納済通知書及び住宅使用料集計表を照合し審査したところ、適正に処理されている。
- (8) 住宅敷金の保管・管理状況について  
収入済通知書、歳計外支出伝票、住宅敷金受入払出簿及び歳入歳出外現金集計表を照合し審査したところ合致し、適正に処理されている。

## 10 議会事務局

- (1) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 旅費について  
市外出張3件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (3) 備品の購入と保管状況について  
今年度購入分について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、今年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。
- (4) 契約の締結及び実施報告書について

契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

- (5) 補助金等の交付事務について  
昨年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。
- (6) 前渡金の精算事務について  
支出伝票、前渡金支払証書及び精算戻入書と領収書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 団体の経理事務について  
現金出納簿及び預金通帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

## 11 農業委員会事務局

- (1) 収入及び調定について  
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について  
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について  
市外出張1件を抽出し、会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (4) 委員報酬と費用弁償の支払事務について  
会議録、支出伝票等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。
- (5) 契約の締結及び実施報告書について  
契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

## 第5 工事監査

工事監査は、施工工事の中から進捗状況を勘案し、対象工事を抽出のうえ、工事の設計、契約及び施工が適正に行われているかどうかについて調査したものである。

なお、この監査の執行には、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、NPO法人 彩の国技術士センターとの間に業務委託を締結した。

監査の結果は、次の「工事技術調査報告書」のとおりである。

# 工事技術調査報告書

工事名：橋梁新設工事（5—104号橋）

調査実施日：令和2年2月6日

業務委託先：NPO 法人 彩の国 技術士センター

## はじめに

本報告書は、令和2年2月6日に実施した、「橋梁新設工事（5-104号橋）」の工事監査に伴う技術調査（以下「技術調査」という。）結果を、取りまとめたものである。

技術調査は、「工事の技術調査業務委託仕様書」に従い、対象工事の技術面について2名の技術士が専門的な立場から調査を行ったものである。

## 1. 工事概要

本工事は、「川の国埼玉」の実現を目指し「川の再生」を推進するため、県と協働して「川の国埼玉はつらつプロジェクト」にエントリーし、酒巻導水路（親水護岸・遊歩道）の事業採択を受け老朽化した人道橋を車両が通行できる橋梁へ架け替えるものである。

### 1.1. 工事名称

橋梁新設工事（5-104号橋）

### 1.2. 工事概要

工事場所 行田市谷郷二丁目、大字長野字天沼地内

工事請負者 小川工業株式会社

契約工期 令和元年7月23日から令和2年3月18日まで

工事内容

橋梁新設工事

- ・橋長 L=8.90m      ・幅員 W=9.00m（有効幅員 7.75m）
- ・橋梁工（複合門型ラーメン橋）一式
- ・鋼管杭基礎工 8本（鋼管杭）

#### (1) 上部工

- ・H鋼桁 H300×300×10×15（SM490A）：7998kg
- ・鉄筋（SD345）：5946kg
- ・コンクリート 鉄筋構造物  
30-12-25N W/C $\leq$ 50%：35.5 m<sup>3</sup>
- ・橋面工 アスファルト舗装  
車道部：49.0 m<sup>2</sup>、歩道部：20.0 m<sup>2</sup>

#### (2) 橋台 躯体工 2基

（1基当たりの数量）

- ・コンクリート 鉄筋構造物  
24-12-25BB W/C $\leq$ 55%：22.7 m<sup>3</sup>
- ・鉄筋（SD345）：1332kg

入札方式 一般競争入札（事後審査型）  
契約金額 71,000,000円（税抜き）

## 2. 技術調査の実施要領

### 2.1. 調査方法

技術調査は、行田市監査委員立ち会いの下、調査員が工事関係者（発注者、施工者）との質疑応答、書類調査並びに工事現場における施工状況を確認することによって実施した。

なお、調査員は、技術調査が効果的に進められるよう、予備調査（令和2年1月8日実施）を行い、予め質問書を作成提出の上で実施した。

### 2.2. 調査項目

調査項目は、次のとおり。

- ① 計画（事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等）
- ② 設計（設計基準等）
- ③ 積算（積算基準、積算条件等）
- ④ 契約（業者の選定、落札率等）
- ⑤ 施工（施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等）
- ⑥ 検査
- ⑦ 維持管理
- ⑧ 委託業務

### 2.3. 調査資料

担当部署、工事関係者から提出された資料に基づいて調査を行った。

主な資料は、次のとおり。

- ① 事業概要関係書類
- ② 設計図書
- ③ 積算関係資料
- ④ 契約関係資料
- ⑤ 工事監理資料
- ⑥ 施工計画書、施工記録等

### 2.4. 調査日程

令和2年2月6日（木）

9：15～10：30 計画、設計、積算、契約等

10：40～12：00 施工及び工事関係書類

13：15～15：00 現場検査

15：00～15：30 取りまとめ

15：30～16：00 講評

## 2.5. 調査場所

行田市役所 203 会議室及び工事現場

## 2.6. 出席者

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 監 査 委 員        | 代表監査委員<br>監 査 委 員                 |
| (2) 監 査 委 員 事 務 局  | 事 務 局 長<br>事 務 局 主 幹<br>事 務 局 主 任 |
| (3) 建 設 部          | 部 長                               |
| 道 路 治 水 課          | 課 長                               |
| 〃                  | 主 幹                               |
| 〃                  | 主 幹                               |
| 〃                  | 技 師                               |
| (4) 総務部契約検査課       | 課 長                               |
| 総務部（工事検査担当）        | 副 参 事                             |
| 総務部契約検査課           | 主 事                               |
| (5) 受 注 者 小川工業株式会社 | 現場代理人<br>現 場 担 当                  |

## 2.7. 調査員

NPO法人 彩の国技術士センター

主調査員：水村 俊幸

資格：技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士、測量士  
コンクリート技士、コンクリート診断士

調査員：石田 義昭

資格：技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士、測量士、  
労働安全コンサルタント、甲種火薬取扱保安責任者

## 3. 技術調査の実施結果

### 3.1. 計画

#### 3.1.1. 本工事の目的・概要について

埼玉県では、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し「川の再生」に取り組んでいる。平成28年度、県と協働して取り組む提案を募集していた「川の国埼玉はつらつプロジェクト」にエントリーし、酒巻導水路（親水護岸・遊歩道）の事業採択を受けた。

事業採択を受けた酒巻導水路に架かる既設人道橋（5-23号橋）は、老朽化が著しく、橋梁点検の結果、早期に措置が必要な「判定区分Ⅲ」と判定されており対応が急務であった。

「川の国埼玉はつらつプロジェクト」の採択を受け、地元住民の気運も高まり、近年の車両に適応した橋梁への架け替えの計画となった。

#### 3.1.2. 工事執行までのプロセスについて

平成29年度、行財政3ヵ年実施計画に計上し事業採択を受けた。

（企画政策課～市長）

その後、実施に係る予算内示を受けた。

（財政課～市長）

事業採択から予算内示のプロセスを確認した。

#### 3.1.3. 関係機関との協議項目とその内容について

酒巻導水路の管理者である元荒川上流土地改良区と橋や護岸の構造及び用水期の支障とならないように施工時期の協議・調整を行った。

また、前述したプロジェクトの実施機関である加須農林振興センターと、お互いの施工範囲及び時期について協議した。

さらに、工事施工に支障となる架空線については東電・NTT、また水道施設の支障物や添架管については水道課と協議・調整を実施した。

以上の説明を受け、適切な協議を行っていることを確認した。

#### 3.1.4. 計画は市民の意見・要求を反映させているかについて

地元自治会から、要望書が提出されており、設置位置や、車両が通行できる橋梁とする等、地元市民の意見・要求を取り入れ計画したことを確認した。

### 3.2. 設計

#### 3.2.1. 設計の目的と方針について

#### (目的と方針)

既存の人道橋を車両の大型化・重量化に適応した構造の橋梁に改め、交通の安全確保及び利便性の向上を図ること。

#### (橋梁形式)

構造形式については、

- ① ラーメン構造：単純桁以外で適用が可能なもの
- ② ボックスカルバート：水路管理者より提案のあったもの
- ③ PC単純桁：今回橋梁の支間長が7.6mであることから、短区間のスパンに適合性のある構造

以上の3点から比較検討を実施し、最も概算金額が安価であること、また上部一体構造であり耐震性にも優れることから、ラーメン構造を採用した。

#### (杭基礎)

基礎形式の選定に当たっては、平成30年度9月に実施した地質調査の結果を踏まえ、表層近傍にごく軟弱なシルト層が存在すること、支持層が1.7m以深の深い層に存在すること、地下水位が高いこと等を考慮し、杭基礎を選定し、住宅地域での環境負荷の少ない以下の3工法について検討した。

- ① 中堀拡大根固工法
- ② 油圧式全回転規制杭中堀工法
- ③ 回転圧入鋼管杭工法

以上の3工法を比較検討し、最も安価で現場に最適な回転圧入鋼管杭工法を採用した。

#### (地震への対応)

本橋梁は上下部一体構造となっているラーメン構造であるから、落橋の心配がなく、耐震性に優れた構造となっている。

また耐震性能の照査に当たっては、レベル1地震動及びレベル2地震動における影響を考慮し、橋が要求された耐荷性能を満足できるように設計した。

#### (環境への配慮)

本工事は住宅地での施工となり、また2つの学校に近接していることから、特に杭基礎工事において、回転圧入鋼管杭工法を採用することで騒音・振動が少なくなるよう配慮した。

また、地域住民の安心のため、施工区域に隣接する住宅について、地盤変動による影響調査を実施した。

以上の説明を受け、設計の目的と方針が適切であることを確認した。

### 3.2.2. 設計に当たって適用した設計基準書等について

- ① 橋りょう設計の手引き（平成27年4月）埼玉県県土整備部
- ② 道路設計の手引き（平成25年3月）埼玉県県土整備部
- ③ 道路橋示方書・同解説（平成24年3月）（公社）日本道路協会
- ④ 杭基礎設計便覧（平成27年3月）（公社）日本道路協会
- ⑤ 杭基礎施工便覧（平成27年3月）（公社）日本道路協会

以上の説明を受け、適切な運用であることを確認した。

### 3.2.3. 設計前に行った各種事前調査について

平成30年度に地質調査を実施しており報告書を確認した。

### 3.2.4. 作成した設計図書の種類と内容について

- ① 仕様書
  - ア 位置図
  - イ 特記仕様書
  - ウ 内訳書
  - エ 一位代価表
  - オ 数量調書
- ② 設計図面

以上の説明を受け、設計図書が整っていることを確認した。

### 3.2.5. 発注時期や工期設定の妥当性について

9月末に酒巻導水路の水位が低下することから、直後に施工を開始できるよう、事務手続き・公告期間・準備期間を見込んで発注時期を6月とした。

また、工期設定については、一般社団法人イーゼースラブ橋協会によるとイーゼーラーメン橋の標準施工日数は約100日であり、これを基に夏季・年末年始休暇・付帯工を考慮して工期を3月末に設定した。

以上の説明を受け、工期設定が適切であることを確認した。

### 3.2.6. コスト縮減で工夫した点について

埋め戻し材・路盤材・表層材に再生材を使用した。

また、本体橋梁においても比較検討し安心・安全が確保され、もつとも安価となるイーゼーラーメン橋を採用した。

以上の説明を受け、コスト削減に努めていることを確認した。

### 3.2.7. 環境に配慮した点について

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、A S 廃材・C O 廃材などの処分先は、再生プラント場を指定しており、環境配慮に努めた。また、建設発生土（建設副産物）についても、（株）建設資源広域利用センター（U C R）と調整し、宅地造成の盛土材として有効活用するとともに、コスト削減を図った。

以上の説明を受け、適切に配慮していることを確認した。

### 3.2.8. メンテナンス性への配慮について

橋梁形式を上下部一体構造としたことで、伸縮装置・支承等を内部から点検する必要がなく、メンテナンス性を容易にした。

今後は、橋梁点検や修繕工事等を実施し、より情報量が豊富な橋梁台帳を整理・作成し、維持管理に努めていく予定である。

以上の説明を受け、メンテナンス性への配慮がされていることを確認した。

## 3.3. 積算

### 3.3.1. 適用した積算基準、積算資料等について

- ① 埼玉県土木工事標準積算基準（平成30年10月）埼玉県県土整備部
- ② 埼玉県土木工事設計単価表（平成30年10月）埼玉県県土整備部
- ③ 建設物価（令和元年6月）一般財団法人建設物価調査会
- ④ 積算資料（令和元年6月）一般財団法人経済調査会

以上の説明を受け、適切な基準書類が使用されていることを確認した。

### 3.3.2. 使用した公共の歩掛や単価およびそれ以外の施工協会等の歩掛及び単価の取り扱いについて

埼玉県建設工事に係る見積取扱い要領に準じ、

- ① 土木工事標準積算基準
- ② 国等の歩掛（国が資本金を出資している法人又は国が構成員となっている委員会等が作成した歩掛を含む）
- ③ 見積  
の順に積算歩掛として採用した。

以上の説明を受け、適切な積算基準及び単価設定を行っていることを確認した。

3.3.3. 数量算出や積算金額に誤りが生じないために、どのような工夫をしているかについて

担当職員による積算業務及び数量の確認を行い、更に改算者、主査、主幹、課長によるチェックを実施している。さらに、誤りを減らすために、工事設計書チェックリストを使用して確認すべき事項を明確にしている。

以上の説明を受け、適切なチェック体制が敷かれていることを確認した。

3.3.4. 諸経費の算出方法について

土木工事標準積算基準に基づき、主たる工種区分を河川・道路構造物工事として、当該工種に定める共通仮設費・現場管理費率を採用した。

以上の説明を受け、適切に経費計算が実施されていることを確認した。

3.3.5. 鋼材等のスクラップの取り扱いについて

鋼材スクラップの発生がないため、規定していない。

以上の説明を受け、鋼材のスクラップは発生していないことを確認した。

3.3.6. 積算を行う担当技術者の力量が十分備わっていること及び若手技術者の育成についての取り組みについて

(担当技術者の力量)

担当技術者は、大学で土木工学科の課程を修了しており、また国土交通大学校の「平成30年度専門課程道路構造物（係長級）[設計・施工コース]研修に参加する等、橋梁工事に関する研鑽を積んでおり、十分な力量を備えている。

(若手技術者の育成)

本市の若手技術者の育成であるが、平成29年度から、技術力向上研修要領を定め、月1回の関係法令の周知や資格取得のバックアップとしての技術講習会、プレゼンテーション能力の向上を目的とした副市長を始めとして関係部課等出席での年1回の建設技術発表会、国土交通省のICT現場研修会等を年1～2回程度、行っている。

以上の説明を受け、力量及び若手技術者の育成の取り組みを確認した。

### 3.4. 契約

#### 3.4.1. 請負工事及び委託業務の入札結果について

##### 【設計委託】

- ・ 案件名：橋梁新設調査測量設計業務委託（谷郷二丁目、長野字天沼）
- ・ 入札方式：指名競争入札
- ・ 設計額及び予定価格：8,787,000円（税抜き）
- ・ 最低制限価格：6,982,000円（税抜き）
- ・ 落札金額：7,020,000円（税抜き）
- ・ 応札者数：6者（1者失格）
- ・ 落札率：79.89%
- ・ 落札業者：有限会社 東洋シビル

##### 【請負工事】

- ・ 案件名：橋梁新設工事（5-104号橋）
- ・ 入札方式：一般競争入札（事後審査型）
- ・ 設計額及び予定価格：72,957,800円（税抜き）
- ・ 調査基準価格：64,900,000円（税抜き）
- ・ 失格基準価格：59,245,000円（税抜き）
- ・ 落札金額：71,000,000円（税抜き）
- ・ 応札者数：4者
- ・ 落札率：97.32%
- ・ 落札業者：小川工業 株式会社

以上の説明を受け、請負工事と委託業務の入札が適正に行われているのを確認した。

#### 3.4.2. 令和元年に道路治水課で発注した 建設工事の落札率について

（1月21日時点で開札済みの案件で抽出）

案件数：28件

平均落札率：95.88%

最高落札率：97.83%

最低落札率：90.01%

以上の説明を受け、請負工事の落札率が委託業務の落札率に比較して高めの傾向にあることを確認した。

### 3.4.3. 入札結果の事後審査内容について

審査内容は以下の通りである。

- ・対象工事に対応する業種の建設業法に基づく建設業許可の有無
- ・建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地
- ・対象工事に対応する業種に係る経営事項審査の総合評価（P）
- ・行田市建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係の有無

以上の説明を受け、事後審査内容が適正に行われているのを確認した。

### 3.4.4. 調査基準価格及び失格基準価格の算出について

#### 【調査基準価格】

- ・通常の建設工事

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.55

※特別なものについては、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めるものとする。

※有価物売却費を「直接工事費」「共通仮設費」「一般管理費」等に計上せず別途計上している場合は、算出式の合計額から当該有価物売却費を控除とする。

#### 【失格基準価格】

- ・通常の建設工事

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9

※算出された価格が予定価格の67%を下回る場合は、67%を下限とした額とする。

※有価物売却費を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」等に計上せず別途計上している場合は、算出式の合計額から当該有価物売却費を控除する。

以上の説明を受け、調査基準価格及び失格基準価格の算出が適正に行われていることを確認した。

### 3.4.5. 予定価格の事前公表など、契約に関して現在検討されていることについて

現段階では事後公表は検討していないが、他自治体等の動向を見極め、適切に対応したい。

以上の説明を受け、国も事後公表の方向で指導しているので、今後の課題のひとつとして前向きに考えて頂きたい。

## 3.5. 施工

### 3.5.1. 工事施工に関する諸官庁等への事務手続について

- ① 道路工事協議書：行田警察署（道路交通法第 77 条関係）
- ② 道路工事届出書：行田市消防本部（行田市火災予防条例第 6 条関係）
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定による通知書：  
熊谷建築安全センター
- ④ 橋梁新設協議書：元荒川上流土地改良区

以上の説明を受け、適切に事務手続が実施されていることを確認した。

### 3.5.2. 施工計画書の項目と内容について

埼玉県土木工事实務要覧（平成 31 年 4 月）に定める項目について、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載している。

以上の説明を受け、必要な項目が適切に記載されていることを確認した。

### 3.5.3. 設計図書どおりに施工していることをどのように確認しているかについて

施工計画書に示す段階確認の確認時期において、監督員の立ち会いを実施している。

以上の説明を受け、適切に立会い検査を行っていることを確認した。

### 3.5.4. 本工事に適用される主な法令及び遵守状況について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：産業廃棄物の適正な処理  
資源の有効な利用の促進に関する法律：再生資源利用促進（計画・実施）書の提出  
排出ガス対策型建設機械指定要領：現場にて確認  
埼玉県土砂条例：土砂の排出に関する届出  
道路法：特殊車両通行許可  
労働安全衛生法：高所作業  
水質汚濁防止法：工事排水  
騒音振動対策技術指針：回転圧入鋼管杭工法の採用

以上の説明を受け、適切に法令を遵守していることを確認した。

### 3.5.5. 施工体制台帳や施工体系図の作成、更新及び現場掲示並びに技術者等の配置について

埼玉県土木工事实務要覧の工事現場等における施工体制の確認要領に基づき、毎月1回、一括下請・施工体制台帳・下請負人通知・施工体系図・技術者等について確認を実施している。

また、令和元年9月26日付国官技第206号により国土交通省大臣官房技術調査課長から通知のあった「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」に基づき、「施工体制に関する一斉点検」も実施した。

以上の説明を受け、文書や現場を確認し適切に運用されていることを確認した。

### 3.5.6 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備状況について

材料などの承諾図書や記録を確認し適切に整備されていることを確認した。

### 3.5.7 契約前に着工している工事について

契約前に着工した工事はないことを確認した。

### 3.5.8 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているかについて

工場検査の記録を確認し、適切に実施されていることを確認した。

### 3.5.9 諸材料の受け入れ検査の項目と検査の具体的な方法及び合格基準について

行田市建設工事請負契約約款第13条の規定に基づき、使用材料が設計図書に定めた品質を満たしているか、またはその品質が明示されていない材料については、中等の品質を満たしているかを確認している。

検査の方法については材料承諾書による。

以上の説明を受け、適切な受け入れ管理を行っていることを確認した。

### 3.5.10 現場の安全管理体制、工事の特殊性から特に注意することについて

- ① 緊急時連絡体制表を施工計画に記載するとともに、現場事務所・休憩所に開示し、緊急時の対応を周知している。
- ② 安全ミーティング及びKY活動を作業開始前に実施し、作業手順の熟知・安全意識の高揚に努めている。
- ③ 足場作業があるため、作業時には安全帯の使用を義務付け、墜落・転落災害の防止に努めている。
- ④ 多数の重機・資材を現場に搬入するため、誘導員の配置及び合図の統一を徹底し安全を確保している。

以上の説明を受け、実施した記録を確認し安全体制が適切に実施されていることを確認した。

### 3.5.11 現場周辺を通行する人に対し工事災害防止対策について

第三者災害防止対策について以下の内容を実施している。

- ① 案内表示板及び柵等を設置し、警戒を促している。また看板にはクッションを取付け、接触によるけがを防止している。
- ② 作業時には交通誘導員を配置し、必要に応じて安全を確保してから通行させており事故防止に努めている。
- ③ 現場をフェンスで仕切るとともに、夜間時はゲートを閉鎖している。また、回転灯を設置し夜間の視認性を向上させている。

以上の説明を受け、現場での実施状況や写真を確認し安全体制が適切に実施されていることを確認した。

### 3.5.12 工程管理及び品質管理の実施状況

工程管理の具体的な方法について

進捗率（1月16日現在）：計画82.5% 実施81.5%（-1ポイント）概ね計画通りに推移している。

また、行田市建設工事請負契約約款第11条の規定に基づき、受注者に毎月履行状況を報告させており、その都度進捗状況を確認している。

品質管理の具体的な方法について

現場で行う工程内検査の項目とその合格基準及び検査結果の記録について

#### 【基礎杭工】

##### ① 打設作業

外観検査：目視により使用上有害な欠陥がないこと

##### ② 溶接作業

ア 浸透探傷試験：われ及び有害な欠陥がないこと

イ 超音波探傷試験：JIS Z 3060の1類から3類であること（18mm以下）

#### 【コンクリート工】

##### ① 打設前

ア スランプ試験：8cm以上18cm以下

イ 空気量試験：±1.5%

ウ 塩化物イオン含有量：0.3kg/m<sup>3</sup>

② 打設後

ひびわれ調査：0.2mm 以下

以上の説明を受け、工程管理及び品質管理が適切に実施されていることを確認した。

3.5.13 工期変更や設計変更について

工事記録を随時取り交わしており、2月下旬に次のとおり設計変更を予定している。

① 設計図書の照査等について

② 生石灰による土砂改良について

台風19号等の大雨による悪影響を改善するため

③ L型水路基礎工について

地盤改良材を保護するため

以上の説明を受け、適切に変更を行う予定であることを確認した。

3.5.14 関連工事との連絡調整について

近傍で埼玉県加須農林振興センターが発注する「1はつ酒第201号導水路護岸工事」が実施されている。当該工事の受注者は本工事と同じく小川工業株式会社であり、現場事務所を共有しているため、毎朝作業前に打合せを実施している。

以上の説明を受け、適切に連絡調整を行っていることを確認した。

3.5.15 環境に配慮して施工しているかについて

特記仕様書に基づき、舗装版切断時に発生する濁水について中間処理施設にて処理する設計である。

以上の説明を受け、濁水は適切に処理することを確認した。

工事中排水は、そのまま下流水路に放流していることを現場で確認した。

3.5.16 橋梁躯体において鉄筋やH鋼が多く配置されているため、生コンの充填性を満足するために配慮した点について

コンクリート打設時にバイブレーターを使用して締固めを十分に実施している。特に、H鋼上フランジ下面は充填が困難なため空気孔を設けることで空気を抜けやすくし、フレッシュコンクリートが噴出していることを確認した。

以上の説明を受け、コンクリートが充填するように工夫されていることを確認した。

### 3.6. 検査

#### 3.6.1. 発注者が行う立ち会い検査の計画について

埼玉県土木工事実務要覧に基づき、施工計画書に示す段階確認を計画し実施している。

記録を確認し、計画と実施状況を確認した。

#### 3.6.2. 監督および検査（工事中に中間技術検査を実施する場合は、同検査を含む）

を担当する職員の任命は適正か。また、不正防止のため職員の配置について格別の配慮がなされているか。検査員の力量の判断基準は何かについて（監督員）

行田市建設工事請負契約約款第9条第1項の規定により総括監督員及び担当監督員を指定して、受注者へ通知している。本工事の総括監督員及び担当監督員は、2名とも大学での専攻は土木工学であり力量的に不都合なものと考えている。

なお、担当監督員は「平成30年度専門課程道路構造物（係長級）[設計・施工コース]研修に参加する等、橋梁工事に関する研鑽を積んでいる。

（検査員）

行田市工事検査規則第6条の規定により、工事の検査員は市長が命ずる検査員が行い、各工事の検査に当たる検査員は契約検査課長が定めるものとされている。本工事の検査員は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、検査員として不都合はないものと考えている。

（不正防止対策）

監督員は、総括監督員及び担当監督員の2名体制としており、各々の役割の基でチェック機能を果たしていること等から、不正防止のチェック機能が働いており、不正防止に寄与しているものと考えている。

以上の説明を受け、検査体制を確認した。

#### 3.6.3. 中間検査の目的と実施時期をどのように決めたかについて

（目的）

行田市中間検査実施基準に基づき、完成検査時に不可視な部分、施工中の各段階における施工状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されている

かを確認することで、工事の手戻りや技術的指導等による技術水準の向上等を目的に実施している。

(実施の時期)

同基準では、実施時期は監督員が定めることとされ、本工事では、施工中の各段階における施工状況である、「鋼管杭の打込状況」を選定している。

以上の説明を受け、中間検査の目的と実施時期を確認した。

#### 3.6.4. 中間検査の項目や実施内容、測定結果、合否判定の方法について

中間検査は中間検査提出図書（出来形図、工事写真）及び関係図書（設計書、工事記録、施工計画書、材料承諾書、施工体制台帳等）を元に総合的な観点で検査を実施した。なお、「中間検査確認票」等を活用し、設計図書等に照らし適合しており、不都合ないものと判断した。

以上の説明を受け、記録を確認した。

#### 3.6.5. 工事成績評定算定の基準について

行田市建設工事成績評定要領が定められており、同要領4条では算定者（評定者）は、担当監督員、総括監督員、検査員の3名が規定されている。各算定者は定められた考査項目に従って算定している。

また、その結果を建設工事成績表として記録を残すとともに、同要領第8条の規定により受注者へ通知している。

採点の配分は、担当監督員40%、総括監督員20%、検査員40%としている。

以上の説明を受け、定められた要領によって適切に行っていることを確認した。

#### 3.6.6. 契約代金及び前払金の支払いについて

行田市建設工事請負契約約款第32条の規定により契約代金の支払について、同34条の規定により前払金の支払いについて、それぞれ定めている。

前払金の支払いについては、令和元年10月16日に31,200,000円の請求があり、令和元年10月30日に支払を実施した。

以上の説明を受け、前払金の支払いが完了していることを確認した。

#### 3.6.7. 検査又は検収の結果、不合格の場合（不適格品、目減り、粗雑工事等）の措置

について

検査での不合格に関しては、行田市建設工事請負契約約款第31条（検査及び引渡し）第6項の規定により、不合格に当っては、再度、補修等のうえ、検査を受けるものとしている。

以上の説明を受け、近年は不合格等の事例は無いことを確認した。

- 3.6.8. 契約履行の遅延及び不履行に対する契約の解除、違約金及び履行保証保険金の徴収等の措置は適正か。また、契約解除後の措置は適正に行われているかについて  
行田市建設工事請負契約約款第45条（履行の遅延の場合における損害金等）に契約履行の遅延及び不履行に対する契約の解除について、その他、同約款第46条（発注者の解除権）、第47条の2（契約が解除された場合等の違約金）、同約款第49条（解除に伴う措置）等に定めており、適正に行われているものと考えている。

以上の説明を受け、行田市建設工事請負契約約款で発注者の解除権や措置について規定していることを確認した。

- 3.6.9. 監督又は検査の補助事務を市職員以外の者に委託した場合、履行並びにその内容の確認は適正に行われているかについて  
近年、分かる範囲では、監督又は検査の補助事務を市職員以外の者に委託した実績がないことを確認した。

- 3.6.10. 過去に竣工している工事で経時による劣化が生じる場合があるが、瑕疵期間が満了するまでに調査を実施する規定について  
行田市建設工事請負契約約款第44条（瑕疵担保）において、補修及び損害賠償等に関する期間を定めている。近年では、瑕疵担保検査を行った実績はないものの、今後は、令和元年11月1日に制定した、「瑕疵担保確認に関する要領」に基づき、必要に応じて実施する予定である。

以上の説明を受け、瑕疵担保確認に関する要領により実施されていることを確認した。

### 3.7. 維持管理業務

市の維持管理基準等については定めていない。

しかし、「道路橋点検必携（公益社団法人 日本道路協会）」に基づき、平成26年度から5年に1度の頻度で、管理する橋梁全ての定期点検を実施している。また、

本橋についても同様に定期点検を実施し、適切な対応を図る予定である。

以上の説明を受け、「道路橋点検必携」に基づき点検が実施される予定であることを確認した。

### 3.8. 委託業務

#### 3.8.1. 設計業務委託の契約の内容は適正か。また、仕様書等は的確に作成されているかについて

設計業務については委託契約を実施している。

仕様書については、委託業者が作成した電子データを基に作成している。

以上の説明を受け、発注者が仕様書を作成していることを確認した。

#### 3.8.2. 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているかについて

積算基準、積算資料等については、埼玉県土木工事標準積算基準（計画調査編）及び、イージースラブ・イージーラーメン橋設計積算基準を適用しており単価は埼玉県土木工事設計単価表を採用している。

計算ソフトは埼玉県土木積算システムを使用し積算している。

以上の説明を受け、委託料が適切に積算されていることを確認した。

#### 3.8.3. 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認について

道路治水課による成果品の内容確認と、道路治水課長検査にて適切な履行確認を行っている。

以上の説明を受け、履行確認が適切に実施されていることを確認した。

## 4. 評価と提言

工事の進捗率は、1月16日の時点で計画82.5%に対して実施が81.5%であり工程は適切に管理された状態である。構築物の品質管理についても良好であり、残工事は順調に進められると考える。

安全管理については、現在まで無事故であり、安全教育、安全パトロール、安全資料の作成などしっかりと実施されている。

今回の工事について、技術的観点より、以下のように評価する。

## 仕様書に対して不適合な事案はなし。

以下に、調査員からの所見と提言を述べる。

### 4.1. 計画

本工事の目的は、酒巻導水路で分断されていた地域の交通の円滑化と利便性向上を図ることであり、緊急輸送路としての車両が通行できる機能も有する橋梁築造工事であるとの説明を受けた。地域住民が待ち望んでいた橋梁であることから、橋の名前は地域住民から永く愛される名称を定めることが望ましいと考える。

現橋は老朽化した人道橋であり来年度に撤去される計画である。この人道橋は地域の人の思い出が多い橋であることから、写真や三次元スキャンを行い立体的な点群データとして後世に残すことも新しい市民サービスであると考え。

### 4.2. 設計

本工事はイージーラーメン橋であり、杭基礎は回転圧入鋼管杭工法を採用している。工法の選定にあたり比較検討表を用い経済性や実現性等について検討している。しかしながら、杭の比較検討方法については、各々の優劣を文章で検討している。内容について問題はないが後に別の職員が検証する際に結果を表でまとめておいた方が視覚的に分かりやすいと考える。

比較検討資料のまとめ方を再検討されることを提案する。

### 4.3. 積算

特許工法を比較検討する場合は、特許料やその工法を施工するために必要な現場技術者の費用などの必要な費用を含めて工事費を算定し、他の工法と比較することが望ましい。本工事費を再検証して経済性を確認することを提案する。

### 4.4. 契約

公共工物品確法の運用指針が平成27年4月に施行され、国土交通省をはじめ各発注機関で入札制度改正が進んでいる。中でも予定価格について運用指針では「予定価格は入札前には公表しない」と明記されているがいまだに多くの地方公共団体で予定価格の事前公表が行われている。

行田市でも予定価格の事前公表を実施しているが、請負工事については平均落札率が95%と高い傾向にもあること等から、予定価格の事後公表も含め公共工事入札制度の更なる研究、検討をする必要があると考える。

#### 4.5. 施工

品質管理において行う工程内検査は、施工計画書の品質管理計画で 5W1H の手法（いつ、どこで、だれが、何を、どうやって）で計画するのが望ましい。今回の技術調査においては、溶接の工程内検査（浸透探傷試験、超音波探傷試験）で測定値の合否判定基準が曖昧であった。各検査の要領は施工計画の中に規格値や合否判定基準などを含めて不足なく記述することを提案する。

現場は整理整頓され新規入場者教育、KY活動、安全衛生協議会、安全パトロール等の記録等についても見易く整理され良く管理されている。有資格者についても現場に必要な資格者が掲示されていた。交通誘導員も歩行者を安全に誘導しているのを確認した。この現場では、第三者災害、重機災害、交通災害を重点目標としているが、無災害で工事が完了することを切望する。

#### 4.6. 検査

工事施工中に行う工事担当者による段階確認検査（立会検査）は、施工計画の品質管理計画で項目と時期、検査の要領を計画すべきであると考え。今回の技術調査においては、杭の溶接部の品質確認試験において、立ち合い写真に職員が撮影されていたが、この検査が合格であったという内容が不明確であった。今後の立会検査においては検査の結果がわかるような方法を検討されることを望む。

なお、今後は立会検査要領を定め、工事に携わる職員が実施すべき具体的な管理方法を明確化することで、品質管理の質を高める工夫が必要であると考え。

中間検査においては、中間検査確認票で検査の内容が詳しく記録されていた。後に検査の結果を確認する場合には、検査の内容が分りやすくまとめられており技術職員の教育においても活用できる記録であると評価できる。

中間検査について、検査をより有意義なものとするために、検査の具体的な方法を事前に通知し、受検者の準備不足を防ぐ工夫も必要であると提案する。

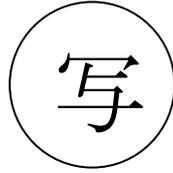
#### 4.7. 環境対策

現場で湧き出す水を水中ポンプによって下流の水路に放流していた。放流に際しては、施工する工種によって発生するアルカリ性の水を中性にするなどの水質管理ができる処理方法の検討を行うことが必要であると考え。

#### おわりに

多くの工事関係者の方々のご協力を得て、技術調査を順調に終えることができたことに深く感謝する。

この技術調査が、行田市の今回の工事現場並びに今後の建設工事の参考となれば幸甚である。



行田市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、行田市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年4月22日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 梁瀬 里司

○監査の結果「不適正」とした事項

対象機関		監査結果の 公表年月日	監査の結果	講じた措置
都市整備部	都市計画課	令和2年4月 22日	団体の経理事務について、令和元年7月から同年9月までの間に6回に分けて預金通帳から使途不明の払い戻しがあった。令和2年1月27日、払い戻された金額が預金通帳に全額戻入されている。このような会計処理は、不適切、不明朗であるので、この原因を十分に検証し、今後、再発を防止するため、事務処理方法について見直しを図らりたい。	<p>預金通帳等の事務処理について、管理職の監督が不十分でした。</p> <p>再発防止を図るため、団体の経理規定を新たに設けて、次の措置を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理責任者、経理主任者及び事務取扱者を置き、職員の経理事務の役割を明確にしました。</li> <li>・預金通帳と印鑑をそれぞれ別の職員が保管します。</li> <li>・定期的に預金通帳と帳簿の残高を照合します。</li> </ul>